

(株)JTB 総合研究所
2014 年 11 月 4 日追記
2014 年 8 月 4 日追記
2014 年 3 月 10 日作成

<記載事項の訂正>

以下については、記載事項に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P. 99

⑧税額の計算

3) 香水の課税額計算式

誤：課税価格（海外市価×0.6）×簡易税率 15%＝課税額

↓

正：課税価格（海外市価×0.6）×消費税および地方消費税 8%＝課税額
（但し、WTO加盟国等が原産国の場合に限る）

以上

=====

※以下はお知らせ済み（2014 年 8 月 4 日および 3 月 10 日付）の内容です。

【既に訂正がお済みの場合は、以下の参照は不要です】

2014. 08. 04 作成

掲載内容の一部については、下記のとおり訂正の上、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

消費税のみ課税されるものが課税対象となった場合の実際の税額の計算方法が税関より正式に発表されました。これに伴い【腕時計の課税額の計算例（P102）】の項の「下線」の個所の訂正をお願いいたします。

- 腕時計は、消費税 8 %（うち 1.7%は地方消費税）が課税されます。
 （消費税・地方消費税額 6,200 円）
 （参考）消費税および地方消費税 8 %とありますが、実際の計算方法は以下のとおり。

課税価格	(海外市価)		(課税価格)
	130,000 円	× 0.6	= 78,000 円
消費税	(課税価格)	(税率)	(消費税額)
	78,000 円	× 6.3%	= 4,914 円
	端数処理…4,900 円		
地方消費税	(課税価格)	(税率)	(地方消費税額)
	78,000 円	× 1.7%	= 1,326 円
	端数処理…1,300 円		
消費税 (4%)		地方消費税 (1%)	
4,900 円	+	1,300 円	= 6,200 円

↓

地方消費税	(消費税額)	(税率)	(地方消費税額)
	4,900 円	× 17/63	= 1,322 円
	端数処理…1,300 円		
消費税 (6.3%)		地方消費税 (1.7%)	
4,900 円	+	1,300 円	= 6,200 円

2014. 03. 10 作成

<携帯品に対する簡易税率の改定：平成 26 年 4 月 1 日以降>

消費税率の引き上げ（5 %→8 %）に伴い、旅客が携帯（別送も含む）して輸入する一部の物品の簡易税率が下記の通り改定されました。

簡易税率の改定

品 名		現 行	平成 26 年 4 月 1 日～
酒類	ウイスキー及びブランデー	500 円/ℓ	600 円/ℓ
	ラム、ジン、ウォッカ	400 円/ℓ	
	リキュール、焼酎など	300 円/ℓ	
	その他（ワイン、ビールなど）	200 円/ℓ	
紙巻きたばこ		11 円/本	11.5 円/本
その他の物品		15%	

上記に伴い、以下の個所（ページ）の訂正をお願いいたします。

●P98「簡易税率表」

1. 酒類

(1) ウイスキー 1本(750ml)につき 375 円 (500 円/リットル)

(2) ブランデー 1本(700ml)につき 350 円 (500 円/リットル)



(1) ウイスキー 1本(750ml)につき **450 円 (600 円/リットル)**

(2) ブランデー 1本(700ml)につき **420 円 (600 円/リットル)**

2. たばこ税およびたばこ特別税

紙巻たばこ 1本につき 11 円 → 1本につき **11.5 円**

●P102 (各計算例の数字変更)

1. ウイスキーの課税参考額

$500 \text{ 円}/\ell \times 0.75\ell = 375 \text{ 円} \rightarrow 600 \text{ 円}/\ell \times 0.75\ell = 450 \text{ 円}$

2. 紙巻きたばこの税額

$11 \text{ 円} \times 200 \text{ 本} = 2,200 \text{ 円} \rightarrow 11.5 \text{ 円} \times 200 \text{ 本} = 2,300 \text{ 円}$

3. 課税される物品・課税額

たばこ 2,200 円 → **2,300 円**

課税額合計 13,000 円 → **13,100 円**

*なお、腕時計の計算例の最下段に消費税(4%)、地方消費税(1%)と記載されていますが、**消費税(6.3%)、地方消費税(1.7%)**の誤りです。

お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

●P105 (理解度チェック 3:問4の⑩)

紙巻たばこの課税額は、1本につき 11 円である。

→ 紙巻たばこの課税額は、1本につき **11.5 円**である

●P121 (理解度チェック 3の解答・解説:問4の⑧)

消費税 5% (うち 1%は地方消費税)

→ 消費税 **8% (うち 1.7%は地方消費税)**の誤りです。

お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

以上